

# 公益社団法人 川内市医師会定款

## 目次

第1章	名称及び事務所（第1条—第2条）
第2章	目的及び事業（第3条—第4条）
第3章	会員（第5条—第14条）
第4章	総会（第15条—第26条）
第5章	役員（第27条—第39条）
第6章	理事会（第40条—第44条）
第7章	裁定委員会（第45条—第51条）
第8章	委員会（第52条）
第9章	団体契約及び意見表明（第53条—第54条）
第10章	資産及び会計（第55条—第62条）
第11章	定款の変更及び解散（第63条—第64条）
第12章	参与（第65条）
第13章	事務局（第66条）
第14章	雑則（第67条—第71条）

附則

## 第1章 名称及び事務所

### （名 称）

第1条 本会は、公益社団法人川内市医師会と称する。

### （事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県薩摩川内市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### （目 的）

第3条 本会は、日本医師会及び鹿児島県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

### （事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医学教育の向上に関する事
- (2) 医師の生涯研修の実施に関する事
- (3) 公衆衛生の指導啓発に関する事
- (4) 地域医療の推進発展に資する事
- (5) 地域保健の向上に関する事
- (6) 保健医療の充実に関する事
- (7) 医業経営の改善に関する事
- (8) 医師会病院の運営に関する事
- (9) 看護師その他医療従事者の養成に関する事
- (10) 医師会相互の連絡調整に関する事
- (11) 会員の福祉向上に関する事
- (12) 老人訪問看護事業及び訪問看護事業に関する事

(13) 在宅介護支援センター事業に関する事

(14) 居宅介護支援事業に関する事

(15) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事項は、旧川内市（平成16年10月11日現在における川内市）及びその周辺地域において行うものとする。

### 第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、第6条及び第7条の規定により入会した医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、平成16年10月11日現在における川内市を区域とし、その区域内において就業所（診療に従事していない者については、住所）を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したものををもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に鹿児島県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第7項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第8条 会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある者に対しては、総会の議決を経て、会費及び負担金の額を減免することができる。

(会費等の不返還)

第9条 会員が既に納入した第8条に規定する入会金、会費及び負担金は、返還しない。

(会員の本務)

第10条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告・発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

2 会員の死亡の場合は弔慰を表すことができる。

(会員の制裁)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の議決を経て行う。

4 除名は、総会の議決を経て行う。

5 前2項の規定により会員を戒告し、又は除名するときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、これらの処分の議決を行う場において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

6 第3項又は第4項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、鹿児島県医師会及び日本医師会に通知するものとする。

7 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 第7条第2項の退会及び前条第4項の除名の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき

(2) 当該会員が死亡したとき

(3) 日本医師会又は鹿児島県医師会の会員資格を失ったとき

(4) 第8条の支払義務を正当な理由なく、納期より1年を経過しても納入しないとき

## 第4章 総会

(総会)

第15条 総会は、すべての会員をもって組織する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 前2項の総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

(定例総会及び臨時総会)

第16条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

2 定例総会は、毎年1回、招集しなければならない。

3 臨時総会は、理事会の議決を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、第30条に定める役員の任期を準用する。

(議長及び副議長の職務)

第18条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第19条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

(総会の任務)

第20条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 決算に関する事項
  - (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
  - (3) 会員の除名
  - (4) 理事及び監事の選任及び解任
  - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
  - (6) 理事及び監事の報酬等の額
  - (7) 定款の変更に関する事項
  - (8) 本会の解散に関する事項
  - (9) 理事会が付議した事項
  - (10) 鹿児島県医師会代議員及び予備代議員の選出
  - (11) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第57条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
  - (2) 第58条第2項に定める事業報告等
  - (3) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び議決)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 総会において議決権は会員1名につき1個とする。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の議決は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 役員及び監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他、この定款及び法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 総会において、会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、総会の他の構成員(議長を除く)を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、第21条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第23条 理事会において総会に出席できない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第21条の出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会への出席発言)

第24条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項

について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(総会の議事規則)

第26条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

## 第5章 役員

(役員)

第27条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 本会会員の中から10名以上12名以内の理事を置き、併せて本会会員以外から1名の理事を置く。
- (2) 監事 本会会員の中から2名の監事を置き、併せて本会会員以外から1名の監事を置く。
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、副会長のなかから、法人法上の代表理事を理事会の議決により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の議決により、他の副会長がその職務を代行する。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 役員は、再任について、これを妨げるものではない。

(役員選任)

第31条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員及び本会会員以外から、総会の議決によって選任する。

- 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職毎に分けて行う。
- 3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする総会の議決をもって行う。
- 4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当該当選人の数が総会の議決要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた候補者の数をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。
- 5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。

(会長及び副会長の選定等)

第32条 会長及び副会長は、総会の議決によって選定及び解職する。

2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員の補欠の選任)

第33条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の子族等割合の制限)

第34条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第35条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(役員の子任)

第36条 理事及び監事は、総会において、総会員の3分の2以上の議決によって解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任するときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の子酬)

第37条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の責任免除)

第38条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の議決によって免除することができる。

(顧問)

第39条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 顧問の報酬については、総会の議決を経て別に定める。

## 第6章 理事会

### (理事会)

第40条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (理事会の任務)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

### (理事会への報告の省略)

第42条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

### (理事会への出席発言)

第43条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

### (議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

## 第7章 裁定委員会

### (裁定委員会)

第45条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名以上7名以内の裁定委員をもって組織する。

### (裁定委員の構成)

第46条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

2 裁定委員会は、会長が招集する。

3 会長は、裁定委員会に出席して意見を述べることができる。

4 裁定委員は、再任されることができる。

5 裁定委員会の議長は、その裁定委員会において、出席裁定委員のなかから選任する。

6 本会の裁定に不服がある者は、鹿児島県医師会に異議の申し立てをすることができる。また、鹿児島県医師会の裁定に不服があるときは、日本医師会に異議の申し立てをすることができる。

### (裁定委員の任期)

第47条 裁定委員の任期は、第30条第1項（理事の任期）の規定を準用する。ただし、補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

### (裁定委員の兼職禁止)

第48条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

### (身分に関する裁定)

第49条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第13条第7項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

### (紛議に関する調停)

第50条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

### (裁定委員会に関する規則)

第51条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 委員会

### (委員会の設置)

第52条 会長又は総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の議決を経て、別に定める。

## 第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第53条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項及び保健指導等について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第54条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べるることができる。

## 第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第55条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄付金その他の収入金を持って充当する。

(事業年度)

第56条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第57条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 本会は、特別会計を設けることができる。

4 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定例総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第59条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第60条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

(会計の規定等)

第61条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の議決により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第62条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第64条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

## 第12章 参与

(参与)

第65条 本会に、総会の議決を経て、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。
- 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。
- 4 参与にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 参与の報酬については、総会の議決を経て別に定める。

## 第13章 事務局

(事務局)

第66条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会の議決を経て事務局長を置く。
- 3 その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を得て別に定める。

## 第14章 雑則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第67条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の議決を経て、これに相当する額の財産を一箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げ

る法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第68条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第69条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、別に細則で定める。

(公告)

第70条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

2 本会の最初の会長は江畑 浩之、副会長は久留 敏弘、山本 賢之とする。

(役員任期に関する措置)

3 この定款施行の後の最初に選任する理事の任期は、選任後1年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。最初に選任する監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

(裁定委員に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(参与に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

8 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第56条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

(施行期日)

1 この定款は、令和4年6月22日から施行する。(第27条、第45条関係)

(施行期日)

1 この定款は、令和7年4月1日から施行する。(第27条、第31条関係)